

C 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(不特定多数の者対象)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
C34	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	平成23年度末の時点で、実施研修で別表3-1又は3-2の一部の行為が規定回数に達しない場合、どのように扱えばよいか。 (例)口腔内(10回)鼻腔内(20回)胃ろう・腸ろう(10回)	介護職員が平成23年度内に修了しなかった行為について、都道府県において平成24年度に継続して実地研修を実施する旨の予定及び24年度の実地研修実施状況を確認でき、また、平成23年度内に実地研修が修了した行為を都道府県知事が認定しうる場合については平成23年度内に修了した行為の証明をし、認定特定行為業務従事者の認定を実施することはやむを得ない。 なお、これは平成23年度末時点での対応をお示しするもので、本年度の実地研修については、研修実施要綱別表3-1又は3-2の各行為の実地研修が可能な研修施設を確保した上で実施するを前提としており、別表の研修類型以外で実地研修を実施する趣旨ではないため御留意いただきたい。
C35	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	平成23年度の研修事業で、実地研修で一部の行為が不合格だった場合(合格基準を満たさなかった場合)どのように修了認定をしたらよいか。(例)口腔内(○)鼻腔内(○)胃ろう・腸ろう(×)	修了した行為のみを修了認定する。
C36	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	基本研修までは終了したが、実地研修について終了した行為がない場合には、受講内容をどのように証明すればよいか。	都道府県の任意の様式で、終了した部分等について「受講証明書」を発行いただきたい。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
C37	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	修了証明書	(「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について平成23年10月6日付「老発1006第1号厚生労働省老健局長通知」別添4-1、4-2の修了証明書の実地研修を終了した行為について、具体的にどのように記載すればよいか。	<p>下記に準じて記載願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔内のたんの吸引 ・鼻腔内のたんの吸引 ・気管カニューレ内部のたんの吸引 ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(半固形を除く) ・経鼻経管栄養 <p>注1)半固形について実施した場合の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(半固形を含む) <p>注2)人工呼吸器装着者のたんの吸引の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔内のたんの吸引(人工呼吸器装着者を含む) ・鼻腔内のたんの吸引(人工呼吸器装着者を含む) ・気管カニューレ内部のたんの吸引(人工呼吸器装着者を含む)